

京都市文化会館

舞台管理運営業務委託仕様書（案）

## 京都市文化会館舞台管理運營業務委託仕様書（案）

### 1 総 則

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書において定めるもののほか、関係法令及び京都市契約事務規則に従うものとする。
- (2) 実施方法及び使用材料の詳細については、あらかじめ文書により公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「当財団」という。）の承認を得ること。
- (3) 本業務の実施中に正常な業務の履行に支障となる事故その他の非常事態が発生したときは、遅滞なくその状況、発生原因、対処状況等について当財団に報告するとともに、その指示を受けなければならない。
- (4) 本業務実施について疑義が生じたときは、当財団と協議のうえ実施するものとする。
- (5) 契約書と本仕様書の規定に重複があり、その内容が相違するときは、本仕様書が優先する。

### 2 対象施設の名称、所在地及び建物・施設・設備の概要

#### (1) 対象施設：京都市東部文化会館

所在地	京都市山科区柳辻西浦町1番地の8
開館	昭和62年4月1日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積	5,504.45 m <sup>2</sup>
建築面積	3,066.26 m <sup>2</sup>
延床面積	3,721.14 m <sup>2</sup>

#### ア 施設概要

ホール	客席定員	550席
	プロセニウム	高さ7m
	舞台	間口15m, 奥行11.5m
創造活動室	面積	約175 m <sup>2</sup>

#### イ 設備概要

舞台機構設備 (ホール)	電動	緞帳, 絞り緞帳, ボーダーライト1~2 サスペンションライト1~3, 音響反射板
	手動	スクリーン, カットマスク, ホリゾントライト 暗転幕, 中黒幕, 文字幕2, 袖幕1~5 中割幕, 中黒幕, バトン1~5, ホリゾン幕 大黒幕

舞台照明設備 (ホール)	調光卓：プレジャーΣ (Panasonic 社製) 調光回路数：100 回路
舞台音響設備 (ホール)	調整卓：M7CL-48 (YAMAHA 社製) プロセニアムスピーカー：N-PS15×1, F-PS15×1 サイドスピーカー：N-PS15 (L/R) ×各 1 F-PS15 (L/R) ×各 1 LS1200 (L/R) ×各 1 (各 NEXO 社製)

(2) 対象施設：京都市呉竹文化センター

所在地	京都市伏見区京町南七丁目 35 番地の 1
開館	平成 2 年 8 月 15 日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階建
敷地面積	4,901.65 m <sup>2</sup>
建築面積	2,774.32 m <sup>2</sup>
延床面積	4,124.77 m <sup>2</sup>

ア 施設内容

ホール	客席定員	600 席
	プロセニアム	高さ 7m
	舞台	間口 15m, 奥行 11m
創造活動室	面積	約 145 m <sup>2</sup>

イ 設備概要

舞台機構設備 (ホール)	電動	緞帳, 絞り緞帳, スクリーン, カットマスク ボーダーライト 1~2, ホリゾントライト サスペンションライト 1~3, 音響反射板
	手動	暗転幕, 文字幕 2~4, 袖幕 1~3 中割幕 1~2, プロセニアムボタン ボタン 1~6, ホリゾン幕大黒幕
舞台照明設備 (ホール)	調光卓：パレータスγ (Panasonic 社製) 調光回路数：120 回路	
舞台音響設備 (ホール)	調整卓：M7CL-48 (YAMAHA 社製) プロセニアムスピーカー：IF2112×2 サイドスピーカー：IF2112 (L/R) ×各 2 IF1215 (L/R) ×各 1 (YAMAHA 社製)	

## (3) 対象施設：京都市西文化会館ウエスティ

所在地	京都市西京区上桂森下町 31 番地の 1
開館	平成 5 年 8 月 16 日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階 地上 2 階建 (一部 4 階建)
敷地面積	6,492.01 m <sup>2</sup>
建築面積	2,353.26 m <sup>2</sup>
延床面積	3,702.65 m <sup>2</sup>

## ア 施設内容

ホール	客席定員	448 席
	プロセニウム	高さ 7m
	舞台	間口 14m, 奥行 11m
創造活動室	面積	約 173 m <sup>2</sup>

## イ 設備概要

舞台機構設備 (ホール)	電動	緞帳, 絞り緞帳, スクリーン, カットマスク ボーダーライト 1~2, ホリゾントライト サスペンションライト 1~3, 音響反射板
	手動	暗転幕, 文字幕 2~3, 袖幕 1~2 中割幕 1~2, プロセニウムバトン バトン 1~7, ホリゾン幕, 大黒幕
舞台照明設備 (ホール)	調光卓：パラステージ (Panasonic 社製) 調光回路数：104 回路 他	
舞台音響設備 (ホール)	調整卓：QL5 (YAMAHA 社製) プロセニウムスピーカー：4507+2380A×3, 2226H+2450J×3 サイドスピーカー：4508+2385A (L/R) ×各 1 2226H+2450J (L/R) ×各 1 (JBL 社製)	

## (4) 対象施設：京都市北文化会館

所在地	京都市北区小山北上総町 49 番地の 2 (キタオオジタウン内)
開館	平成 7 年 4 月 1 日
構造	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 3 階建地上 4 階建
建築面積	4,743.87 m <sup>2</sup>

ア 施設内容

ホール	客席定員	405 席
	プロセニウム	高さ 8m
	舞台	間口 18m, 奥行 12m
創造活動室	面積	約 142 m <sup>2</sup>

イ 設備概要

舞台機構設備 (ホール)	電動	緞帳, スクリーン, カットマスク プロセニウムボーダー, ボーダーライト サスペンションライト 1~3 水平ライト, 音響反射板, 文字幕 1~3 袖幕, 中割幕 1~4, プロセニウムバトン バトン 1~3, 水平幕, 大黒幕
舞台照明設備 (ホール)	調光卓	調光卓 : PACOLIS-II (Panasonic 社製) 調光回路数 : 132 回路 他
舞台音響設備 (ホール)	調整卓	調整卓 : M7CL-32 (ヤマハ社製) プロセニウムスピーカー : 816+MR II 594A×2 (ALTEC 社製) サイドスピーカー : WF112F (L/R) ×各 2 (YAMAHA 社製)

(5) 対象施設：京都市右京ふれあい文化会館

所在地	京都市右京区太秦安井西裏町 11 番地の 6
開館	平成 13 年 9 月 17 日
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上 4 階建
敷地面積	6,010.88 m <sup>2</sup>
建築面積	2,884.81 m <sup>2</sup>
延床面積	4,288.18 m <sup>2</sup>

ア 施設内容

ホール	客席定員	452 席
	プロセニウム	高さ 7.5m
	舞台	間口 15m, 奥行 11m
創造活動室	面積	約 128 m <sup>2</sup>

## イ 設備概要

舞台機構設備 (ホール)	電動	緞帳, 絞り緞帳, スクリーン, カットマスク ボーダーライト 1~2, ホリゾントライト サスペンションライト 1~3, 音響反射板
	手動	暗転幕, 文字幕 1~3, 袖幕 1~2 中割幕 1~2, バトン 1~6, ホリゾン幕 大黒幕
舞台照明設備 (ホール)	調光卓	プリティナ A (丸茂社製) 調光回路数: 100 回路
舞台音響設備 (ホール)	調整卓	QL5 (YAMAHA 社製) プロセッサスピーカー: 4507A+2226H×1, 2450J+2385A×2 2450H+2380A×1 サイトスピーカー: SR4725X+SR4715X-1 (L/R) ×各 1 (JBL 社製)

## 3 施設運営状況

### (1) 開館日

毎週火曜日 (ただし, 火曜日が休日の場合はその日以降最初に到来する休日でない日) と年末年始 (12 月 28 日から 1 月 4 日) を除く日 (ただし, 特に必要がある場合は開館する場合がある。)

### (2) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

## 4 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで (2 年間)

## 5 業務の範囲

- (1) ホールの舞台機構設備, 舞台照明設備, 舞台音響設備及び舞台映像設備並びにこれらに付帯する装置, 物品 (以下「舞台設備等」という。) の運営管理・保全業務
- (2) ホールの舞台設備等の操作技術業務
- (3) 創造活動室の設備等の運営管理・保全業務
- (4) その他施設の管理運営に必要な業務

## 6 業務内容

### (1) 共通業務

- ア 当財団との連絡調整に関すること。
- イ 主催者，出演者との打ち合わせに関すること。
- ウ 舞台，照明，音響及び映像機器をはじめとする文化会館の諸設備の経常的な管理に関すること。
- エ 自主事業，貸館事業の舞台管理運営業務等に関すること。
- オ リハーサル，本番実施時における舞台管理に関すること（舞台機構設備の運転時における安全監視を含む）。
- カ 舞台，照明，音響設備等の基本的な運営操作に関すること。
- キ 映像設備等の基本的な運営操作及び管理等（保守点検並びに修理の立ち合いなどを含む。）に関すること。
- ク 付属設備，備品等の設置と撤去・格納に関すること。
- ケ スポーツ利用に伴う舞台，客席の収納，設置に関すること（北文化会館のみ）。
- コ 舞台技術者の補充に関すること。
- サ 器具の補充に関すること。
- シ 舞台運営に伴う当財団の職員との連絡調整に関すること。
- ス 業務の実施に関する当財団への報告に関すること。
- セ 会議，研修等への参加に関すること。
- ソ 文化会館の施設自衛消防隊及び消防訓練等への参加に関すること。
- タ 前各号のほか文化会館の舞台管理運営に関すること。

### (2) 舞台業務

- ア 舞台設備の安全管理
- イ 舞台設備その他関係機材等の技術操作
- ウ 舞台設備の日常点検及び管理
- エ ホール・創造活動室の利用者に対する打ち合わせ，助言及び安全管理
- オ 舞台設備等の操作に関する指導，操作補助
- カ 自主事業，貸館事業の舞台技術等の業務及びアドバイス
- キ 舞台設備に関する保守点検及び修理の立ち合い並びに動作確認
- ク 下見者及び見学者に対する説明
- ケ 当財団が主催する事業に係る舞台設備の操作
- コ 舞台設備に係る各種製作
- サ 楽屋等での臨時に設置する備品の点検及び管理
- シ ホール・創造活動室の清掃，火気点検，施錠確認
- ス 消耗品等に関する入出庫管理
- セ その他舞台の管理運営業務に関すること

### (3) 照明業務

- ア 照明設備の安全管理
- イ 照明設備その他関係機材等の技術操作
- ウ 照明設備の日常点検及び管理
- エ ホール・創造活動室の利用者に対する打ち合わせ，助言及び安全管理
- オ 照明設備等の操作に関する指導，操作補助
- カ 自主事業，貸館事業の照明技術等の業務及びアドバイス
- キ 照明設備に関する保守点検及び修理の立ち合い並びに動作確認
- ク 下見者及び見学者に対する説明
- ケ 当財団が主催する事業に係る照明設備の操作
- コ 照明設備に係る各種製作
- サ 楽屋等での臨時に設置する備品の点検及び管理
- シ ホール・創造活動室及び照明操作室内の清掃，火気点検，施錠確認
- ス 消耗品等に関する入出庫管理
- セ その他照明の管理運営業務に関すること

### (4) 音響業務

- ア 音響設備の安全管理
- イ 音響設備その他関係機材等の技術操作
- ウ 音響設備の日常点検及び管理
- エ ホール・創造活動室の利用者に対する打ち合わせ，助言及び安全管理
- オ 音響設備等の操作に関する指導，操作補助
- カ 自主事業，貸館事業の音響技術等の業務及びアドバイス
- キ 音響設備の保守点検及び修理の立ち合い並びに動作確認
- ク 下見者及び見学者に対する説明
- ケ 当財団が主催する事業に係る音響設備の操作
- コ 音響設備に係る各種製作
- サ 楽屋等での臨時に設置する備品の点検及び管理
- シ ホール・創造活動室及び音響調整室内の清掃，火気点検，施錠確認
- ス 消耗品等に関する入出庫管理
- セ その他音響の管理運営業務に関すること

## 7 その他業務

主催者，出演者との打ち合わせにより，舞台監督，各技術プラン業務等が発生した場合の対価（当財団の事務手数料なし）について，文化会館は，別途受託者の収入として支払うこととする。ただし，それに係る作業等は従事時間外に行うものとする。

## 8 従事場所、従事者数及び従事時間

業務遂行における従事場所、従事者数及び従事時間は、次の各号に定めるとおりとする。

### (1) 従事場所

- ア 京都市東部文化会館
- イ 京都市呉竹文化センター
- ウ 京都市西文化会館ウエスティ
- エ 京都市北文化会館
- オ 京都市右京ふれあい文化会館

### (2) 従事者数

- ア 舞台業務に係る管理・運營業務に従事する者 3名
- イ 照明業務に係る管理・運營業務に従事する者 5名
- ウ 音響業務に係る管理・運營業務に従事する者 4名

### (3) 従事日数

4週間について8日間（ただし、京都市北文化会館については、舞台業務従事者1名以外12日間）、国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日に相当する日数及び年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）を除く日数（ただし、特に必要がある場合は開館する場合がある。）。

### (4) 従事時間

- ア ホール・創造活動室の利用日（搬入、設営、リハーサル、公演、撤去等ホール・創造活動室の利用日をいう。）は、ホール・創造活動室の業務終了時間まで。
- イ 点検日及びホール利用のない日は、午前8時30分から午後5時15分まで。
- ウ 委託者は、「ア」及び「イ」の従事時間に関わらず、必要に応じ延長、又は短縮を指示出来るものとする。

## 9 履行内容

第4項から第6項までに掲げる業務について、第7項に掲げる従事場所、従事者数、従事日数、従事時間に基づき必要な人員を配置して業務を履行すること。

## 10 委託業務従事者の要件等

受託者は、文化会館の舞台の管理運営に係る全般的な知識を有し、舞台芸術に精通するとともに、積極的に業務に従事する意欲のある、誠実で健康な者を従事させなければならない。

従事者の要件、従事者名簿の提出等は、次の各号に定めるとおりとする。

### (1) 受託者は、次に定める要件を具備した者を配置すること。

従事者は、実務経験が5年以上あり、舞台機構設備操作、照明及び音響技術に関する知識が豊富で、貸館事業等の簡易なプラン作成や対外交渉能力を有し、文化会館の

円滑な運営が行えるよう文化会館と連携して舞台の運営業務並びに経常の管理業務が行える者。

- (2) 受託者は、契約締結後速やかに、常駐者の氏名、経歴等を記載した従事者名簿を当財団に提出し、協議のうえ承諾を得るものとする。
- (3) 当財団は、業務を能率的かつ円滑に実施するため、従事者のうち不適格者があると認めるときは、その旨を受託者に通知して交代を申し出ることができるものとする。この場合、受託者は当財団の申し出を認めるときは、速やかに従事者の交代を行うものとする。
- (4) 受託者は、従事者を交替しようとするときは、1箇月前までに、その旨を文書により当財団に通知し、協議のうえ承諾を得ることとする。
- (5) 上記(3)、(4)により従事者の交代を行うときは、舞台管理運営業務に支障が出ることがないように、十分な引継ぎを行うこと。

#### 11 報告等

- (1) 当財団は、業務の実施について、適宜受託者と協議するものとする。
- (2) 受託者が配置する従事者は、業務の実施にあたって必要に応じ適宜当財団に報告するとともに、各月の人員の配置の状況その他業務の実施状況について、速やかに当財団に報告し、当財団の承認を得ること。

#### 12 危険及び緊急時の対応

受託者は、異常事態が発生した場合、「京都市文化会館危機管理対応マニュアル」及び消防計画等に基づく適切な措置を執り、被害を最小限に止めるとともに、直ちに当財団及び関係機関へ通報するものとする。

#### 13 提供する施設

受託業務従事者には管理事務作業用として別に舞台技術者事務室を提供する。

#### 14 経費等の負担区分

使用設備等の負担区分等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当財団の負担
  - ア 舞台技術者事務室等の管理上必要な光熱水費
  - イ その他当財団が負担することが適当であると認められるもの
- (2) 受託者の負担するもの
  - ア 受託者の用務にかかる事務用品全般
  - イ その他受託者が負担することが適当であると認められるもの

#### 15 諸法規の遵守

受託者は、管理業務を実施する場合、必要な諸法規を遵守するものとし、その適用及び運用は、受託者において円滑に行わなければならない。

#### 16 研修・教育等

受託者は、委託業務の遂行にあたり、従事者に対し、利用者及び来館者に不快感を与えない身だしなみ、親切丁寧な言葉使いや対応の仕方等を指導し、教育しなければならない。

また、従事者は、次に掲げる研修・会議等に参加しなければならない。

- (1) 当財団が実施する消防訓練及び施設等の安全研修
- (2) 当財団が定例的に開催する会議等
- (3) 当財団が実施するその他必要な研修等

#### 17 服務規律等

受託者は、従事者に次の各項に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 服務の遂行にあたっては、常に誠実かつ安全を期すること。
- (2) 服務の遂行にあたっては、必ず名札を着用するとともに、常に清潔な服装を保つこと。
- (3) 施設利用者との相互協力に努めるとともに、施設利用者へのサービスの向上にも努めること。

#### 18 個人情報について

当財団が定める「個人情報保護規程」を遵守するものとする。

#### 19 秘密の保持

受託者は、業務遂行上知り得た個人情報、その他の秘密に属する情報を第三者に知らせてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 20 支払い

- (1) 契約金額の支払は、契約書記載の金額を24分割し、月ごとに支払う。24分割にあたり端数が生じたときは、最終の支払金額で調整する。
- (2) 受託者は、履行期間中、毎月の業務を履行後、翌月に完了届及び請求書を速やかに提出すること。
- (3) 当財団は、月ごとに、前号の完了届及び請求書が適正なものと確認したときは、契約書の規定に従い、規定する金額を支払う。
- (4) 支払いは銀行振り込みとし、振込手数料は受託者の負担とする。

21 その他

- (1) 受託者は、この契約に係る業務について、受託者及び受託者が配置する従事者の責任により生じた事故については、全て受託者の責任において措置するとともに、その原因、被害の内容、講じた措置について速やかに当財団に報告することとする。
- (2) 本仕様書についての疑義及び定めのない事項については、相互に協議するものとする。